

南種子町農業委員会平成 25 年 10 月総会議事録

1 . 開催日時 平成 25 年 10 月 18 日 (金) 午前 9 時 30 分から午前 10 時 35 分

2 . 開催場所 研修センター 1 階東側会議室

3 . 出席委員

会長	8 番	戸石 助美			
会長職務代理者	10 番	石堂 かよ子			
委員	1 番	小脇 登	2 番	中峯 哲義	
	3 番	中里 安男	4 番	寺田 誠	
	5 番	小山 重和	6 番	小脇 又男	
	7 番	西田 暁	9 番	高田 照美	
	12 番	西園 和良			

4 . 欠席委員 11 番 古市 道則

5 . 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 議案協議

議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 20 年度第 1 号農用地利用集積計画の一部変更に対する意見決定について

議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 25 年度第 26 号農用地利用集積計画に対する意見決定について

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 農地流動化奨励金申請について

6 . 農業委員会事務局職員

事務局長 羽生 幸一

農地振興係長 河野 彰子

農地振興係 河野 裕太

事務局 それでは本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第 6 条により成立していることを報告いたします。

議長 ただいまから、第 27 回農業委員会定例総会を開会いたします。
議長 日程第 1、会議録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。

 （「はい」の声あり）

議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号 12 番、西園 和良委員。1 番、小脇 登委員を指名します。

議長 日程第 2、諸般の報告。局長が行います。

事務局 それでは別紙にて諸般の報告をいたします。9 月 20 日、種子島地区さつまいも・でん粉対策協議会生産流通部会、13 時 30 分から中種子町 JA 種子屋久のほうで開催され、局長が出席しております。9 月 25 日、県地域振興公社現地調査、町肉用牛ヘルパー組合研修会が実施されております。現地調査については、職員で対応しております。西之地区で開催された肉用牛ヘルパー組合研修会については、会長が出席しております。9 月 26 日、県農業会議 9 月定例常任会議員会議、13 時 30 分から鹿児島市で開催され、係長が出席しております。内容につきましては農地法第五条第一項の規定による農地の転用のための権利移動に関し、南種子町農業委員会会長の諮問に答申する件であります。9 月 30 日、平成 25 年度熊毛地区農業委員・職員研修会が 13 時 30 分から中種子町で開催され、農業委員、職員、農地相談員が出席しております。内容につきましては、農業を取り巻く昨今の情勢と農業委員会系統組織の果たすべき役割、その他研修であります。10 月 9 日、現地調査、13 時 30 分から町内で実施しております。出席者については、会長、西園農地部長、小山・西田・寺田・小脇又男・高田・小脇登委員、事務局であります。内容につきましては、3 条・5 条・農地転用・奨励金、現況確認、農地パトロールであります。10 月 10 日、平成 25 年度農地転用制度実務担当者研修会が鹿児島市で開催され、職員が出席しております。内容につきましては、平成 25 年度農地転用事務における留意点についてであります。10 月 11 日、南種子町報奨金支給選考委員会が 10 時から研修センターで開催され、会長が出席しております。10 月 13 日、第 57 回町民大運動会が開催され、会長が出席しております。10 月 16 日、西之校区和牛部会全体交流会が 10 時から西之のほうで開催

され、会長が出席しております。10月17日、南種子町担い手育成総合支援協議会第1回幹事会が13時30分から研修センターで開催され、事務局のほうが出席しております。内容につきましては、農業経営改善計画認定申請書の審査ということで2名の審査であります。以上で諸般の報告を終わります。

議 長 日程第3、議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成20年度第1号農用地利用集積計画の一部変更に対する意見決定について、を議題にします。なお、議案第1号、整理番号1番については、私、戸石が議事参与の制限に該当しません。よって、議事進行を石堂かよ子職務代理にお願いいたします。

(戸石会長、降壇)

(石堂職務代理、登壇)

職務代理 会長が議事参与の制限に該当しますので、わたくし、石堂かよ子職務代理が議事を進めてまいります。日程第3、議案協議、議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成20年度第1号、整理番号1番。農用地利用集積計画の一部変更に対する意見決定について、を議題にします。議案第1号、整理番号1番については、戸石助美会長が農業委員会法第24条、議事参与の制限に該当することになりますので、従いまして、戸石助美会長の退場を求めます。

(戸石会長、退場)

職務代理 それでは事務局より議案第1号、整理番号1番の説明をお願いします。河野係長。

事務局 議案第1号について説明をいたします。議案第1号は農用地利用集積計画の一部変更、賃貸借権8件のうち1件について承認を求めるものでございます。資料2ページをお開きください。

【議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の一部変更について内容を説明】
以上、承認を求めるものです。説明を終わります。

職務代理 説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

6番委員 はい。1点だけ、よろしいですか。

10番委員 小脇又男委員。

6番委員 はい。6ページの、この合意解約通知書なんだけど、あとのも

のには全部日付が入ってるんですが、5番、6番、7番の日付が入っていない。ここが分かれば教えてもらえれば。

職務代理
職務代理
事務局
職務代理
事務局

事務局長。

懇談に入ります。

本人に書類の確認をいたします。すみません。

懇談を解きます。説明を事務局、お願いします。

5番の解約の申し入れ、解約につきましては、解約の申し入れをした日が平成25年10月4日、その下の成立した日も10月4日、合意による解約をした日も10月4日ということです。引き渡しの時期については、10月31日を以て引き渡しをするということです。

6番委員
職務代理

はい。分かりました。異議ありません。

他にございませんか。異議がないようですので、議案第1号、整理番号1番については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。全員賛成ですので原案のとおり決定いたします。議案第1号、整理番号1番については原案のとおり決定いたしました。

職務代理

戸石助美会長の入場を求めます。

(戸石会長、入場)

10番委員

議事進行については戸石会長にお願いします。

(石堂職務代理、降壇)

(戸石会長、登壇。)

議 長

引き続き議案協議を進めます。議案第1号、整理番号1番以外の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成20年度第1号、農用地利用集積計画の一部変更に対する意見決定について、を議題といたします。事務局より整理番号1番以外の説明をお願いします。

事務局長

議案第1号の農用地利用集積計画の一部変更、賃貸借権8件のうち残り7件について説明いたします。

【議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の一部変更について内容を説明】

以上、承認を求めるものであります。説明を終わります。

議 長

事務局より説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長

異議がないようですので、議案第1号、整理番号1番以外につ

いては原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。全員賛成ですので原案のとおり決定いたします。議案第1号、整理番号1番以外については原案のとおり決定いたしました。

議 長 日程第4、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成25年度第26号農用地利用集積計画に対する意見決定について、を議題にします。事務局より議案第2号の説明をお願いします。河野係長。

事務局 議案第2号は農用地利用集積計画の承認について、平成25年10月31日を公告日とする農用地利用集積計画 賃貸借権13件、所有権移転3件を定めたいので承認を求めるものでございます。資料は16ページをご覧ください。まずは農用地利用集積計画 賃貸借権13件について説明いたします。

【議案書にもとづいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、2号議案について承認を求めるものであります。よろしくお願いいたします。説明を終わります。

議 長 事務局より説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし。」の声あり）

議 長 異議がないようですので、議案第2号については原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。全員賛成ですので原案どおり決定いたします。議案第2号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 日程第5、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題にします。整理番号5番・6番については、高田照美委員が農業委員会法第24条、議事参与の制限に該当することになりますので、従いまして、高田委員の退場を求めます。

（高田委員、退場）

議 長 事務局より、5番・6番の説明をお願いします。

事務局 議案第3号、農地法第3条の許可申請について、整理番号5番・6番を先に説明します。

【議案第3号、整理番号5番・6番を議案書をもとに朗読】

以上、説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。まず整理番号6番、小脇登委員。

6番委員 えっと、AさんとBさんは3反歩の田んぼを半分に割って、両隣にございましたが、両方とも1枚にしたらどうかということで、Aさんが相談した結果、良いということで、土地の変更でございますのでよろしく願いをいたします。

議長 整理番号5番については、私のほうより説明いたします。

10番委員 ただ今、5番の説明を小脇委員が言われましたとおり、お互い近くに田畑を持ってまして、それを今度は1反5畝の田んぼを交換して1枚の3反歩になすちゅう、素晴らしいお互いの話が出来たんじゃないかな。このようなことでございます。機械の仕事もしやすくなるということで、これからもこういう話が出て来れば、大型機械もスムーズに入っていくなというふうに心から思っております。以上でございます。

議長 これから質疑に入ります。

(「はい。」の声あり)

議長 はい。小山委員。

5番委員 BさんとAさんは、相互とも了解して、違うこともなければよろしいことと思います。

議長 5番については、そういう話が当然お互いので、決まったということでございます。6番については、小脇委員。

6番委員 まあ、AさんもBさんとの合意の下で変えたい訳でございますので、仕事もしやすいし、会長が言ったように処理もしやすくなりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

議長 他にないですか。

(「なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第3号、整理番号5番・6番については原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成ですので原案どおり決定いたします。整理番号 5 番・6 番については原案のとおり決定いたしました。

議 長 高田委員の入場を求めます。

(高田委員、入場)

議 長 日程第 5、議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題とします。整理番号 11 番については、小山委員が農業委員会法第 24 条、議事参与の制限に該当しますので、従いまして、小山重和委員の退場を求めます。

(小山委員、退場)

議 長 議案第 3 号、整理番号 11 番、農地法第 3 条の許可申請についてのみを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 整理番号 11 番を説明します。

【議案第 3 号、整理番号 11 番を議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。小山委員が退場しておりますので、西園農地部長、よろしく申し上げます。

12 番委員 それでは座ったままで、説明させていただきます。えっと、今河野さんから説明がありましたが、同様対価は無償ということがあります。構造改善をする以前に C 君のお父さんが買った土地でありまして、金額についてはお母さんのほうも覚えてないようです。それで土地は買って納税もやっておりますが、名義整理する銭がなかったということです。ですからこれについては、贈与というあれで記載されておりますが、名義変更案件であります。図面は 78 ページに載っておりますが、C さん自身が作っているのが、D さんの傍に E さんから、F さんまでの分が実際は 1 枚の畑になっております。これは構造改善を行ったときに、本人が所有している土地は面積を集めて、図面上でくくったという経緯がありますので、よろしく願いいたします。全部、本人が変えればという

ことがありましたが、お金の余裕がないということで、この 1 筆のみですので、よろしく願いいたします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 3 号、整理番号 11 番については原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。全員賛成ですので原案どおり決定いたします。整理番号 11 番については原案のとおり決定いたしました。

議 長 小山委員の入場を求めます。

(小山委員、入場)

議 長 議案第 3 号、整理番号 5 番・6 番・11 番以外の、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題にいたします。譲渡人・G、譲受人・H、外 9 件を議題とします。整理番号 5 番・6 番・11 番以外の説明をお願いします。河野主事補。

事務局 農地法第 3 条の申請、残りの分について説明をします。

【議案第 3 号、議案書をもとに朗読】

これらの件につきましては 49 ページから別添の調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号 1 番・3 番・4 番、小山委員。

5 番委員 整理番号 1 番・3 番・4 番、関連ありますので、まとめてお話をしたいと思います。H さんは G さんの息子さんです。現在、親子でさとうきびをハーベスターで、約 16 町歩の大型経営者の、やる気がある息子さんです。H 君と G さんは言ったように、今回は経営移譲ということで、G さんも今年 65 歳を迎えることですね。離農して経営を移譲するということで、こういう無償になっております。1 番については、G さんの土地を所有権を移転し、対価を無償ということで、息子さんに譲るといことです。ナンバー 2 については、H さんと I さん、お母さんです。母上です。お母さん

のほうも、経営拡大ということで所有権を移転します。HさんとJさん。四番については、伯父さんになります。Gさんのお兄さんがJさんです。Jさんも年寄りですので、経営を拡大し、やる気があればH君に所有権を移して、対価を無償にし、農業経営をお願いしたいということですので、皆さんも色々あると思いますが、検討よろしくお願いいたします。以上でございます。

議長
4番委員

整理番号2番、寺田委員。

整理番号2番のKさんでございますが、譲渡人のJさんは伯父さんにあたります。またKさんは、先ほど小山委員から説明がありましたように、Gさんの長男であります。いま現在、のほうに勤めておりますけれども、後で出てきますけれども、担い手農家の見直し検討会の資料の中で出てきますけど、将来的にはレザーリーフファンなどを中心とした専業農家になりたいということで、今回、Jさんのハウスの土地を贈与で受け取って、レザーリーフファンを本格的にやっていきたいと。まあ、隣のほうにハウスがあるんですけども、Lさんの土地も借り受けて、今回申請には無かったですけれども、それも引き受けて専業農家になっていくというふうな形であるようでございます。労働力とか農地の有効利用については問題ないと思います。下限面積も90パーセントでございますけれども、先々担い手農家になりまして、先ほど言った土地を借り受けてたりして規模拡大を図っていきたいというふうなことでございますので、よろしく審議のほうをお願いいたします。以上です。

議長
2番委員

整理番号8番、中峯委員。

説明いたします。譲渡人のMさんは、3年前に亡くなったNさんの奥さんです。譲受人のOさんは、81歳、高齢ではありますが、ガゼツ、安納芋、オーギ作りなど頑張っています。まだまだ現役です。よろしくご審議お願いいたします。

議長
1番委員

整理番号7番、小脇委員。

えっとAさんとPさんは親戚でございまして、それでまあ、Pさんはに住んでおります。それで田んぼのほうは耕作放棄地になっておりましたが、Aさんの田んぼの裏ということで、これは荒れちゃいけないということで、Aさんが拓いて田んぼを作っています。

す。というのは、このお金のほうは 20 万円ということで、A さんが払っていますので、ご審議のほう、よろしく願います。

議 長
9 番委員

整理番号 9 番、高田委員。

えっと Q さんです。譲渡人が R さん、年齢が書いておりませんが、65 歳でございます。Q さんと R さんは親子でございます。Q さんはいま現在、S さんのほうで農業研修をしております。今回申請するこの農地、田んぼ、畑合わせまして 5 反 2 畝で、とりあえず農業開始をしていきたいという様なことございまして、奥さんがおりませんで、1 人でございますけれども、農業に専念されると思っておりますので、よろしく願いたいと思います。既に畑につきましては、安納芋を少し植え付けて、今年度からやっているようございまして、今後も継続して農業はされるものと思っておりますので、よろしく願いたいと思います。以上です。

議 長
6 番委員

整理番号 10 番、小脇又男委員。

えっと 10 番につきましては、借り人が T さんでございまして、T さんは上中のほうに住んでおります。U さんは本村におりますけれども、内容的には農業者年金関係の経営移譲の関係です。ということで使用貸借ということになります。よろしく願いをしたいというふうに思います。私の担当ですから、この調査書についても謳っておりますが、この『申請地を譲り受け』という記述の訂正をしていただければと思います。

議 長
事務局
議 長

事務局。

はい。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「異議ありません。」の声あり)

議 長

異議がないようですので、議案第 3 号、整理番号 5 番・6 番・11 番以外については、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。全員賛成ですので原案どおり決定いたします。議案第 3 号、整理番号 5 番・6 番・11 番以外については、原案どおり決定いたしました。

議 長
事務局

日程第 6、議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、譲渡人・V、譲受人・W、外 1 件を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。河野主事補。

はい。今月の農地法第 5 条の許可申請は 2 件です。議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、資料を読み上げま

す。

【議案第 4 号、議案書をもとに朗読】

農地の区分としましては、10 ヘクタール未満の農業公共事業投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから、2 種農地のその他の農地と判断されます。詳細につきましては、次のページからの資料をご覧ください。以上で整理番号 2 番の説明を終わります。

議長 　　ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号 1 番・2 番、小脇又男委員。

6 番委員 　　最初の W 君のほうからいきますけれども、いま説明がありましたように、詳しく理由を書いておりますけれども、狭いところに住んでおります。事務所の 2 階のほうに住んでおりますけれども、今回土地を購入して、利用するというところでございます。場所的には丁度　　の近くになりますけれども、そこを購入して、理由にもありますように、奥さんの母親であります、タクシーをそののほうに移転をして奥さんが　　業をするということです。そういうことでよろしく審議方お願いいたします。それから 2 番目の X さんですか、それにつきましては、昔の　　か　　だった場所を購入して、いま民宿をやっておりますけれども、ちょうどその上が 1 筆空いております。そこを購入して住宅を建築するということです。今の場所が狭くなったということです。この方は消費税が上がる前に出来れば造りたいということでございますけれども、許可が下り次第、着工するということです。以上でございます。

議長 　　調査委員の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「はい。」の声あり）

議長 　　はい、小山委員。

5 番委員 　　番号 1 でございますが、W さん、番号 2 の X さんも 10 月 9 日現地立ち会いをした結果、2 種農地であるし、周りに迷惑をかけずよろしいんじゃないかと思えます。賛成です。

議長 　　はい、他にありませんか。

（「ありません。」の声あり）

議長 　　異議がないようですので、議案第 4 号については原案どおり決

定することに賛成の方の挙手をお願いします。全員賛成ですので原案どおり決定いたします。議案第 4 号については全員賛成ですので、原案どおり許可相当とし、県農業会議に諮問することといたします。

議 長 日程第 7、議案第 5 号 農地流動化奨励金交付申請について、申請人・Y、外 3 件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事 務 局 はい。90 ページをお開きください。議案第 5 号 農地流動化奨励金交付申請について説明します。申請人は Y さん、外 3 名です。利用権設定年月日は、2013 年 7 月 31 日が 1 件、2013 年 8 月 30 日が 1 件、2013 年 9 月 30 日が 2 件です。地積の合計が 252 アール、奨励金の合計額が 12 万 6 千円です。現地調査において、耕作されていることを確認しておりますので問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議 長 事務局より説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 5 号については原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。全員賛成ですので原案どおり決定いたします。議案第 5 号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上で、本日の総会の議案事項は全て終了いたしました。ありがとうございました。